

【目的】

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

○現行制度

【基本的考え方】

生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング、人材育成等）を行った場合にその費用の一部を助成する。

（設備投資等の範囲の拡充（R3.8.1～））

コロナ禍で特に業況が厳しい事業者に限り、一部の自動車、PC等を対象として認める。

【対象事業場】

以下の要件をすべて満たす事業場

- ・事業場内最低賃金を一定額以上引き上げること
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・事業場規模100人以下であること

【助成率】

令和3年度：3/4（事業場内最低賃金900円未満の事業場4/5）

※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5（9/10）

【助成上限額】

引上げ人数	引上げ額				
	20円	30円	45円	60円	90円
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7人以上	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上 (※)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

(※) 事業場内最低賃金900円未満の事業場又は売上高や生産量等の指標が前年又は前々年同期に比べて、30%以上減少している事業者に限る

○特例的な拡充

【基本的考え方】

コロナ禍で売上高等が30%以上減少している事業者が、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合に、特例的に範囲を拡大する。

具体的には、業務改善計画を策定し、計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上に資する設備投資等の他、助成対象経費の特例として、生産性向上に資する設備投資等に関連する費用についても助成対象として認める。

（特例として助成対象費用として計上されるものの例）

- ・広告宣伝費
- ・執務室の拡大、机、椅子等の増設
- ・汎用事務機器購入費 等

※ただし、特例で認める費用については、生産性向上に資する設備投資等の額を上回らない範囲とする。

【対象事業場】

以下の要件をすべて満たす事業場

- ・前年又は前々年同期比較で売上高や生産量等の指標が30%以上減少していること。
- ・事業場内最低賃金を、令和3年7月16日から同年12月までの間に30円以上引き上げること。

【助成率】

3/4

【助成上限額】

100万円